

上下水道課（琵琶湖環境部）

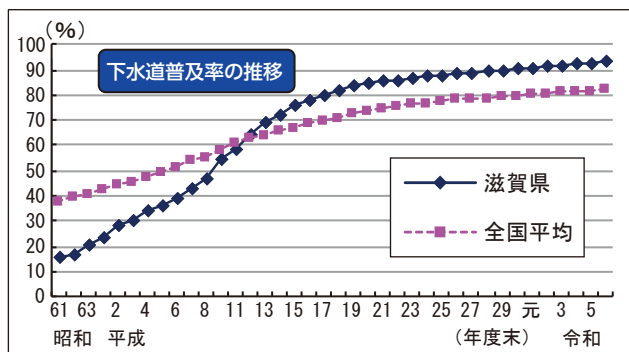
県では、清潔で快適な生活環境の創出や、びわ湖の水質改善、雨に強い街づくりなどを目的に、上下水道の建設と維持管理を行うほか、施設の耐震化や市町が実施する公共下水道整備の促進を図っています。

1 清潔で快適な生活環境をめざして

(1) 下水道の普及拡大

生活環境の改善をめざして昭和48年から流域下水道の建設を進めてきた結果、令和6年度末時点の下水道普及率は、93.4%（全国第6位）となりました。

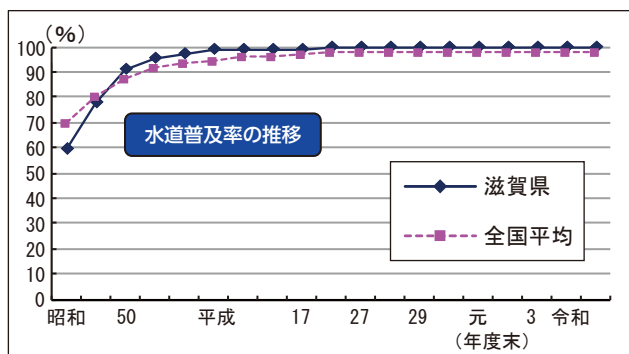
令和2年度末に「琵琶湖保全再生施策に関する計画」の第1期と「マザーレイク21計画」の計画期間が終期を迎えたことを機に、行政の施策については「琵琶湖保全再生施策に関する計画」に一元化し、下水道事業を進めています。また、県民や事業者の方の主体的な取組については、琵琶湖の課題解決に関わることのできる新たな仕組み「マザーレイクゴールズ（MLGs）」を構築しました。



(2) 滋賀県の水道事業

公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、滋賀県の近代水道は、1930（昭和5）年に大津市柳が崎浄水場で給水が開始されました。

高度成長期、概ね昭和30年代後半以降に施設整備が進んだため、衛生的な水を供給されている人口である水道普及率は昭和40年～50年にかけて急速に上昇しました。令和5年度末時点における水道普及率は99.8%となり、全国でも高い水準（全国平均98.2%）となっています。また、災害時における給水維持のため、県内の水道施設の耐震化を進めています。令和5年度末時点での浄水施設の耐震化率は38.0%、配水池の耐震化率は63.6%となっています。

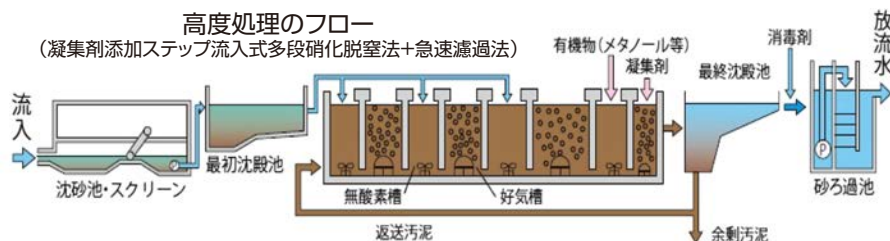


琵琶湖の水質改善をめざして

(1) 高度処理の導入

汚水の処理には高度処理を導入し、通常の有機物除去を中心とした処理に加えて、窒素とリンの除去を行い、びわ湖の富栄養化防止に努めています。

（令和6年度末時点、滋賀県の下水道普及率は93.4%、高度処理実施率は90.4%であり、下水道から排出される汚水のほとんどは高度処理されています。）



(2) 老朽化した施設の改築・更新

滋賀県が管理する一番古い下水処理場は、昭和57年4月から供用開始しています。既に40年以上が経過し、施設の老朽化が目立ってきています。琵琶湖の水質保全や下水道利用者の利便性確保のため、下水処理場は休むことなく運転し続ける必要があります。そこで、滋賀県の4つの下水処理場では優先順位を考えて、計画的に改築更新事業を進めています。



劣化が進む水処理施設

3 雨に強い街づくりをめざして ～浸水対策事業～

守山市と栗東市にまたがる区域を対象に守山栗東雨水幹線を整備し、集中豪雨時の都市部における家屋の浸水を防いでいます。（令和5年2月整備完了）



守山栗東雨水幹線の位置図および施設写真

4 資源の再利用をめざして ～下水道資源の有効活用～

汚泥燃料化事業（湖西浄化センター）

脱水汚泥を原料として燃料化物を製造する汚泥燃料化施設が、平成28年1月から稼働しています。焼却後産廃処分としていた下水汚泥の資源化を図ると共に、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に貢献します。



製造した燃料化物



汚泥燃料化施設

コンポスト化事業（高島浄化センター）

脱水汚泥を原料として肥料を製造するコンポスト化施設が、令和6年2月から稼働しています。製造した肥料を地域で利用する地産地消による資源循環の構築を目指し、令和6年6月から高島浄化センター内に販売所を設け、肥料を販売しています。



コンポスト化事業イメージ図



上：コンポスト化施設外観
下：発酵中の汚泥は90度近い高温で、攪拌作業により水蒸気が上がっています。